

騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定(昭和 48 年岩手県告示第 422 号)の一部を次のように改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後		
<p>1 <u>奥州市水沢区のうち別図 1 に示す第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域</u></p> <p>2 久慈市のうち別図 2 に示す第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域</p> <p>3 釜石市のうち別図 3 に示す第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域</p> <p>4 金ケ崎町のうち別図 4 に示す第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域</p> <p>備考 別図 1 から別図 4 までは、省略し、岩手県環境生活部環境保全課並びに関係市役所及び金ケ崎町役場に備えておいて縦覧に供する。</p> <p>5 <u>大船渡市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市(水沢区を除く。)</u>、雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町のうち次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる地域</p> <table border="1" data-bbox="145 1189 767 1240"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として平成 19 年 6 月 6 日現在において同法の規定により定められている地域をいう。</p>	[略]	<p>1 久慈市のうち別図 1 に示す第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域</p> <p>2 釜石市のうち別図 2 に示す第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域</p> <p>3 金ケ崎町のうち別図 3 に示す第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域</p> <p>備考 別図 1 から別図 3 までは、省略し、岩手県環境生活部環境保全課並びに関係市役所及び金ケ崎町役場に備えておいて縦覧に供する。</p> <p>4 大船渡市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町のうち次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる地域</p> <table border="1" data-bbox="831 1189 1453 1240"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として平成 20 年 6 月 13 日現在において同法の規定により定められている地域をいう。</p>	[略]
[略]			
[略]			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

別図 1 を削り、別図 2 を別図 1 とし、別図 3 を別図 2 とし、別図 2 の次に別図 3 として次のように加える。「次のように」は省略し、この告示による改正後の別図 3 は、岩手県環境生活部環境保全課及び金ケ崎町役場に備えておいて縦覧に供する。)

別図 4 を削る。